

専門医制度規則の経過措置に関する申し合わせ

認定医制度が廃止され、専門医制度へ移行したことに際して、専門医制度規則に経過措置が設けられ、認定医から専門医への移行を可能とした。

しかし、経過措置の第2条の前半部、すなわち「施行細則第2条(3)ロに該当する10単位を審議会に提出し、」に関しては、その手続き方法の具体的な決まりがない。そこで、以下のように定める。

1、手続き方法

- (ア) 認定証のコピー
- (イ) 治療を終了した5症例（様式8）

上記の必要書類を、事務局へ郵送する。

上記の申請は、直近の認定審議会で審議し合格すれば、専門医として認められる。しかし、認定期限は、現認定証と同じとする。

尚、本申請に関しては、審査料は特別に請求しないが、専門医の認定証の発行を希望する場合は、別途実費を請求する。

以上

平成17年10月18日
社団法人日本補綴歯科学会
認定審議会

手続き方法についての質問は事務局に問い合わせること。